

東京更生保護女性連盟主催「第69回社会を明るくする運動」講演会

令和元年7月30日

支えあい、共に輝き、その先へ

～少子化時代の子どもたちをめぐる状況と 健やかな育ちの為に何が必要かを考える～

清原 慶子

1. 「子どもの健やかな育ち」とは何か、 『子ども子育て支援法に基づく基本指針』から考える

「子ども・子育て支援の意義に関する事項」

(1)基本的な考え方 <赤字は講師が付加>

- 「**子どもの最善の利益**」が実現される社会をめざす
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、
全ての子どもや子育て家庭を対象
- **一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障**

1. 「子どもの健やかな育ち」とは何か、 『子ども子育て支援法に基づく基本指針』から考える

(2)子どもの育ちに関する理念

- 乳児期における愛着形成を基礎とした**情緒の安定**
他者への**信頼感**の醸成、乳児期における他者との関わり
基本的な生きる力の獲得
乳児期の重要性や特性を踏まえ、
発達に応じた適切な保護者の関わりや、
質の高い教育・保育の**安定的な提供**を通じ、
子どもの**健やかな発達を保障**することが必要

1. 「子どもの健やかな育ち」とは何か、 『子ども子育て支援法に基づく基本指針』から考える

(3)子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 子ども子育て支援とは、**保護者が子育てについて第一義的責任を有すること**を前提としつつ、**地域や社会が保護者に寄り添い**、子育てに対する**負担や不安、孤立感を和らげる**ことを通じて、保護者が**自己肯定感**を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に**喜びや生きがい**を感じることができるような支援をしていくこと。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の**実情**を踏まえ、幼児期の多様な子ども・子育て支援の**量的拡充と質的改善**を図る。
- **妊娠・出産期からの切れ目ない支援**を行っていく。

1. 「子どもの健やかな育ち」とは何か、 『子ども子育て支援法に基づく基本指針』から考える

(4)社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における**全ての構成員**が、
子ども・子育て支援の重要性に対する
関心や理解を深め、
各々が**協働**し、
それぞれの役割を果たすことが必要。

協働とは

多様なグループ・団体と市が、自治に関わる地域の目標を共有し、それぞれの役割分担を明確にし、対等の立場で相互協力をしながら、それぞれの特性を最大限発揮し、その実現のために共に汗をかき、評価や改善も共に行っていくこと

2. 子どもたちの犯罪をめぐる状況を理解する

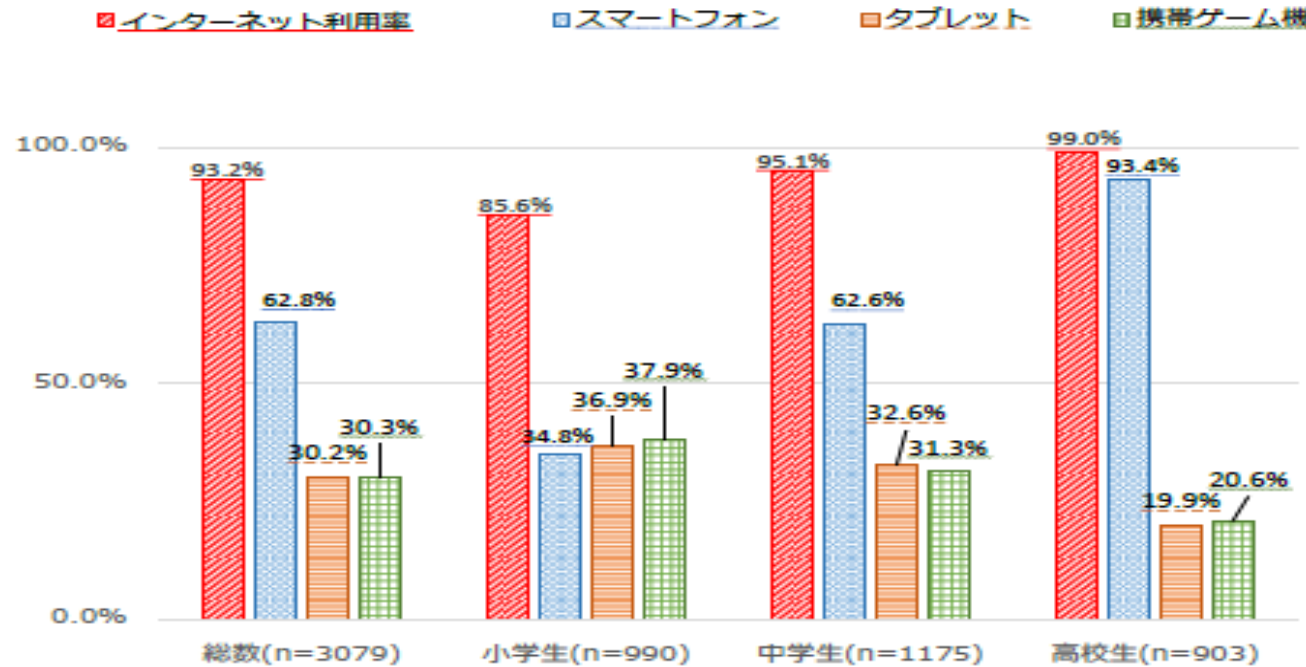
(1) 青少年をめぐる情報環境の現状

- 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」等から

概要1 青少年のインターネットの利用状況 - 1 (インターネット利用率)

- 青少年の93.2%が、インターネットを利用していると回答。
- インターネットを利用する機器は、スマートフォン (62.8%)、携帯ゲーム機 (30.3%)、タブレット (30.2%) が上位。
- 学校種別でみると、高校生の99.0%がインターネットを利用していると回答。

インターネット利用率 (機器・学校種別)



○インターネットを利用している機器 (n=3079)

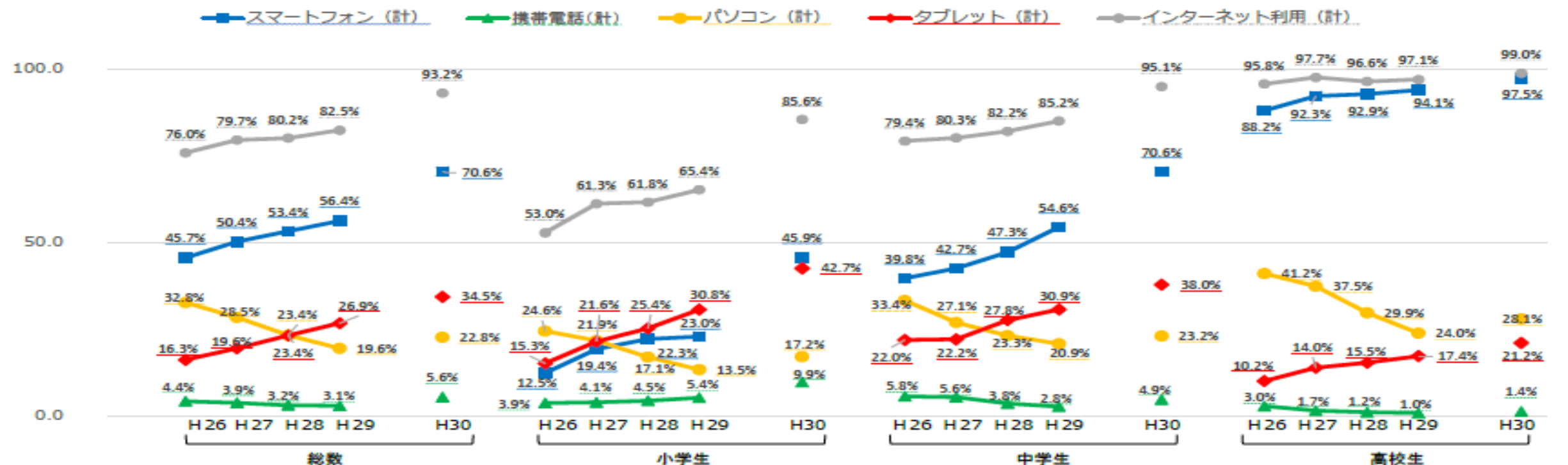
スマートフォン	62.8%
格安スマートフォン	3.4%
子供向けスマートフォン	2.0%
契約切れスマートフォン	5.9%
携帯電話	2.1%
子供向け携帯電話	3.4%
ノートパソコン	17.1%
デスクトップパソコン	6.6%
タブレット	30.2%
学習用タブレット	6.5%
子供向け娯楽用タブレット	0.2%
携帯音楽プレイヤー	7.7%
携帯ゲーム機	30.3%
据置型ゲーム機	11.9%
インターネット接続テレビ	4.6%

(注) 「インターネット利用率」及び「インターネットを利用している機器」は、回答した青少年全員をベースに集計。

(青少年 Q1-1、Q1-2)

参考資料1 青少年のインターネット利用率の経年比較

青少年の機器ごとのインターネット利用状況（平成26年度から平成30年度）



(注1) 回答した青少年全員をベースに集計。回答数は以下のとおり。

平成30年度：総数(n=3079) 小学生(n=990) 中学生(n=1175) 高校生(n=903)
 平成28年度：総数(n=3284) 小学生(n=1012) 中学生(n=1279) 高校生(n=987)
 平成26年度：総数(n=3441) 小学生(n=1080) 中学生(n=1329) 高校生(n=1007)

平成29年度：総数(n=3288) 小学生(n=1016) 中学生(n=1309) 高校生(n=942)
 平成27年度：総数(n=3442) 小学生(n=1060) 中学生(n=1349) 高校生(n=1018)

(注2) 「スマートフォン (計)」は、「スマートフォン」、「いわゆる格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「契約切れスマートフォン (平成26年度から平成29年度までは、携帯電話の契約が切れたスマートフォン)」のいずれかを利用すると回答した青少年。「携帯電話 (計)」は、「携帯電話」、「子供向け携帯電話」のいずれかを利用すると回答した青少年。「パソコン (計)」は、「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」のいずれかを利用すると回答した青少年。「タブレット (計)」は、「タブレット」、「学習用タブレット」、「子供向け娯楽用タブレット」のいずれかを利用すると回答した青少年。

(注3) インターネット利用率についての質問形式は、平成26年度から平成29年度までは「青少年に調査した15機器のうち、いずれかの機器でのインターネット利用の有無」を問う設問であり、平成30年度の「インターネット利用の有無」を問う設問と相違があるため、平成29年度までの調査結果とは直接比較できない。

スマートフォン、ゲーム機、パソコン等の所有率が高い

6

概要2 青少年のインターネットの利用状況 - 2 (機器の専用・共用)

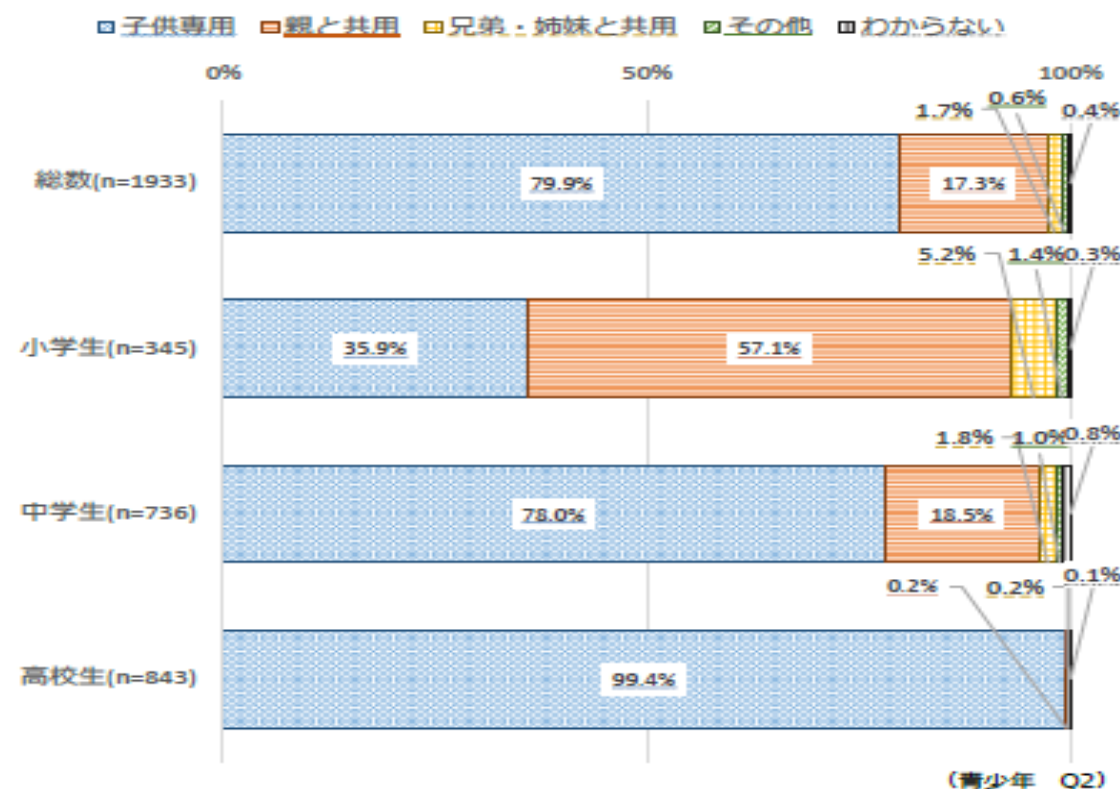
- インターネットを利用すると回答した青少年は、学習用タブレット(91.0%)、携帯音楽プレイヤー(87.7%)、子供向けスマートフォン(80.6%)で、子供専用の機器を利用している割合が高い。
- スマートフォンでは、学校種が上がる子供専用の割合が高くなり、高校生では99.4%が子供専用と回答。

○青少年の各機器の専用・共用（平成30年度）【平成30年度新規設問】

	子供専用	親と共用	兄弟・姉妹と共用	その他	わからない
スマートフォン(n=1933)	79.9%	17.3%	1.7%	0.6%	0.4%
格安スマートフォン(n=104)	77.9%	12.5%	4.8%	1.0%	3.8%
子供向けスマートフォン(n=62)	80.6%	6.5%	8.1%	—	4.8%
契約切れスマートフォン(n=183)	68.9%	14.2%	13.1%	1.6%	2.2%
携帯電話(n=66)	74.2%	10.6%	10.6%	3.0%	1.5%
子供向け携帯電話(n=105)	77.1%	3.8%	15.2%	1.0%	2.9%
ノートパソコン(n=527)	19.0%	72.3%	5.3%	2.5%	0.9%
デスクトップパソコン(n=203)	16.3%	66.5%	7.4%	7.9%	2.0%
タブレット(n=930)	31.0%	47.7%	15.4%	3.9%	2.0%
学習用タブレット(n=201)	91.0%	1.0%	3.0%	2.0%	3.0%
子供向け娯楽用タブレット(n=6)	66.7%	—	16.7%	—	16.7%
携帯音楽プレイヤー(n=236)	87.7%	4.7%	5.5%	—	2.1%
携帯ゲーム機(n=932)	72.1%	6.0%	18.9%	0.4%	2.6%
据置型ゲーム機(n=385)	43.0%	18.9%	35.9%	1.1%	1.1%
インターネット接続テレビ(n=143)	6.3%	70.6%	15.4%	6.3%	1.4%

(注) インターネットを利用すると回答した青少年をベースに集計。

機器の専用率（学校種別・スマートフォン／平成30年度）



2. 子どもたちの犯罪をめぐる状況を理解する

(2) 青少年の非行・犯罪の現状

- 罪種別の被害児童数の推移
- 学職別の被害状況
- SNSサイト種別の被害児童数の推移
- 最近の非行の動向

罪種別の被害児童数の推移

6-1-6-1 表

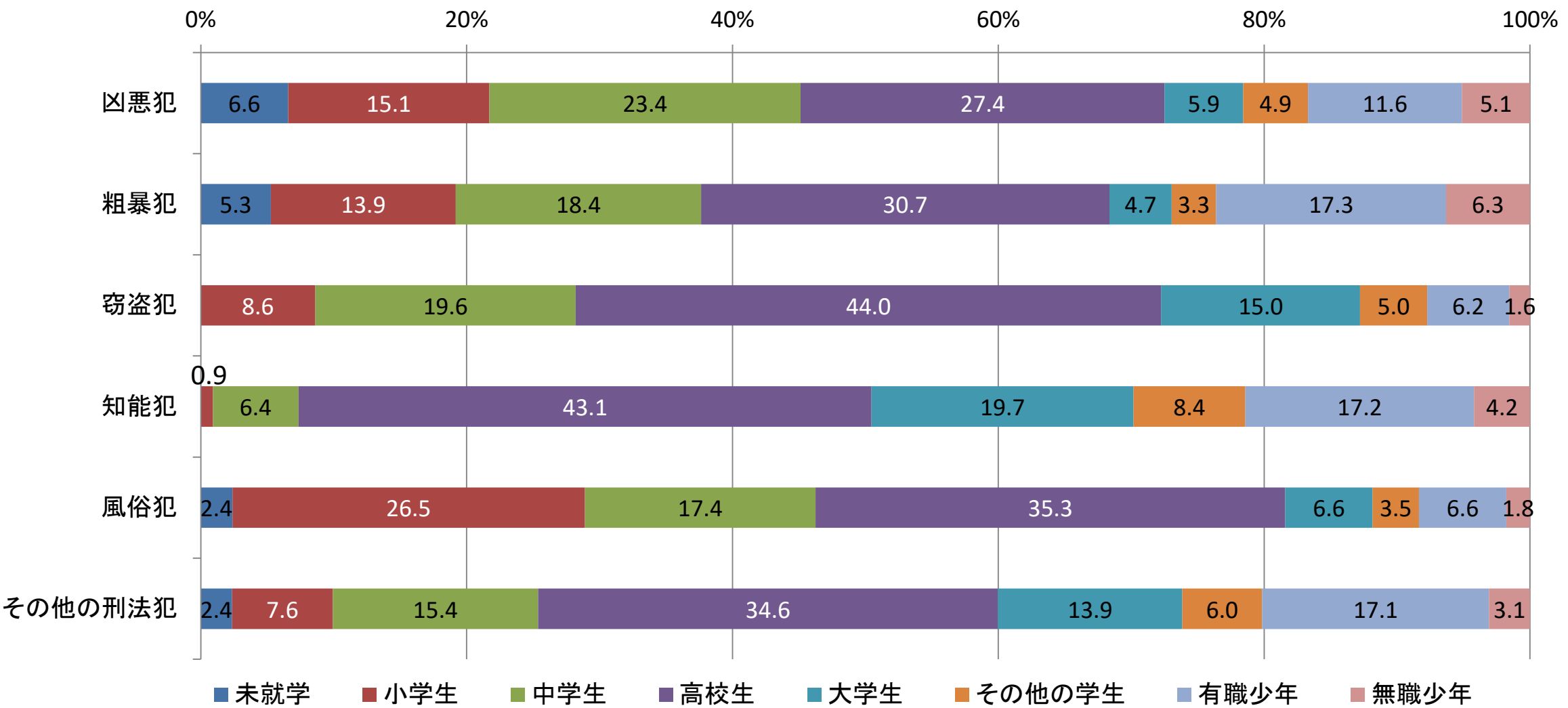
13歳未満の子供が被害者となった刑法犯（主な罪名）被害者数の推移（罪名別）

(平成18年～27年)

年次	総数		殺人		傷害		暴行		恐喝		強姦	強制わいせつ		略取誘拐・人身売買	
		女子		女子		女子		女子		女子			女子		女子
18年	3,142	1,819	110	48	553	160	1,055	537	256	36	67	1,015	911	86	60
19	2,844	1,594	82	36	529	163	933	427	230	15	81	907	814	82	58
20	2,732	1,573	115	52	473	145	868	390	198	25	71	944	847	63	43
21	2,587	1,480	78	30	491	136	757	311	187	20	53	944	873	77	57
22	2,670	1,592	77	36	467	131	707	308	203	20	55	1,070	980	91	62
23	2,632	1,582	76	34	493	150	710	326	175	13	65	1,027	931	86	63
24	2,767	1,677	67	24	495	145	846	381	122	6	76	1,066	972	95	73
25	2,881	1,678	68	25	548	134	882	378	104	8	69	1,116	1,003	94	61
26	2,824	1,727	83	38	539	168	858	386	63	4	77	1,095	968	109	86
27	2,593	1,512	82	38	557	170	886	373	39	3	64	881	808	84	56
	(100.0)		(3.2)		(21.5)		(34.2)		(1.5)		(2.5)	(34.0)		(3.2)	
		[58.3]		[46.3]		[30.5]		[42.1]		[7.7]	[100.0]		[91.7]		[66.7]

注 1 警察庁の統計による。
2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
3 「総数」は、この表に掲げた罪名の犯罪による被害者数の合計である。
4 () 内は、平成27年における構成比である。
5 [] 内は、平成27年における女子比である。

少年の刑法犯罪種別学職別被害認知件数（平成30年）

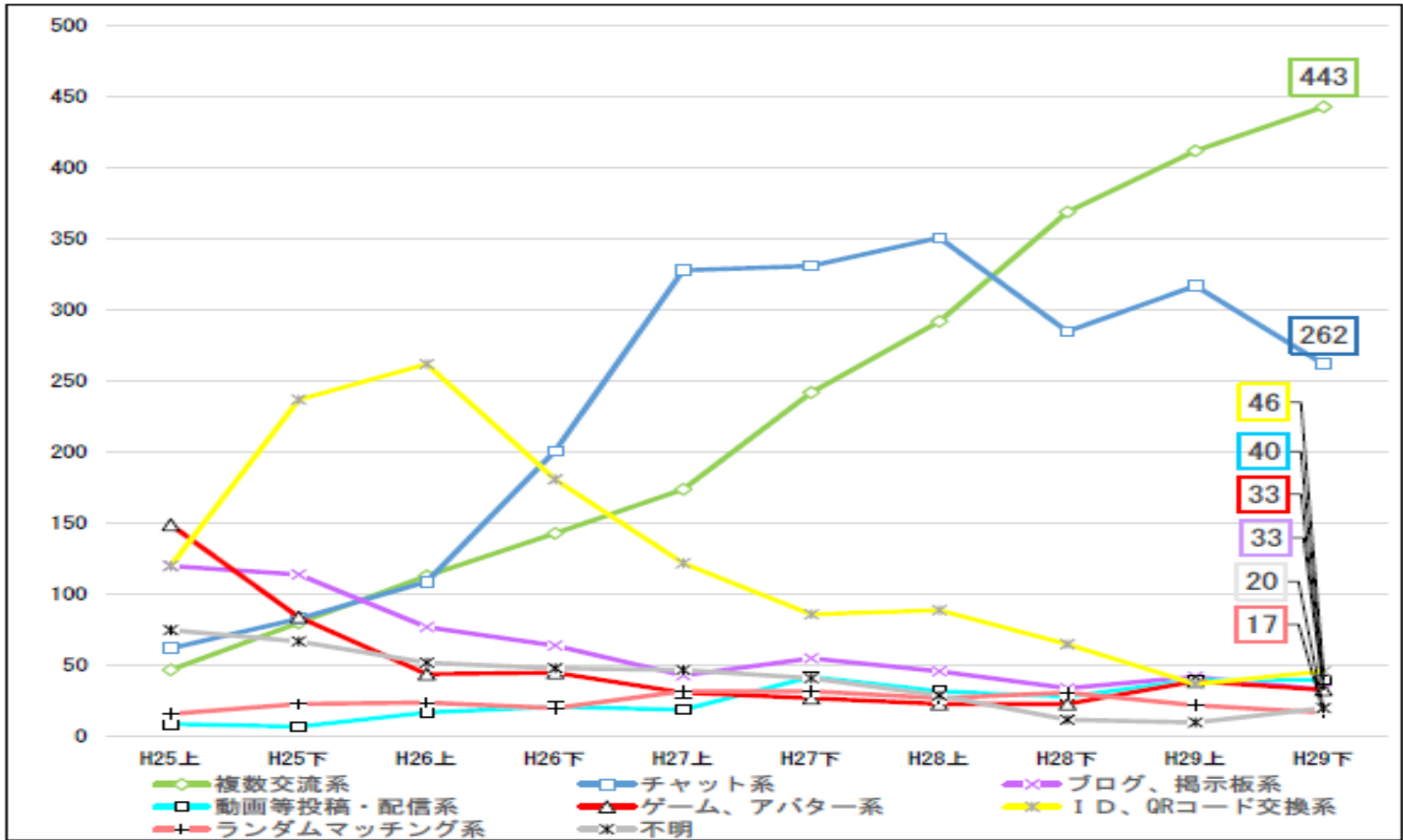


SNSのサイト種別の被害児童数の推移

資料7

SNSのサイト種別の被害児童数の推移

サイト別では、「複数交流系」が増加傾向にあり、他種別は、横ばい又は減少傾向。



複数交流系：広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるサイト

チャット系：面識のない利用者同士チャットにより交流するサイト

ブログ、掲示板系：趣味やカテゴリ別のコメント、日記等を掲載し、それを閲覧した利用者と交流するサイト

動画等投稿・配信系：動画や画像、音声等を投稿、配信し、それを閲覧した利用者と交流するサイト

ゲーム、アバター系：主にゲーム等のキャラクターやアバターとして他の利用者と交流するサイト

ID、QRコード交換系：IDやQRコードを交換し見知らぬ相手と交流することを目的としたサイト

ランダムマッチング系：ランダムに他の利用者と結びつき、その利用者と交流するサイト

不明：サイトやアプリを特定するに至らなかったもの

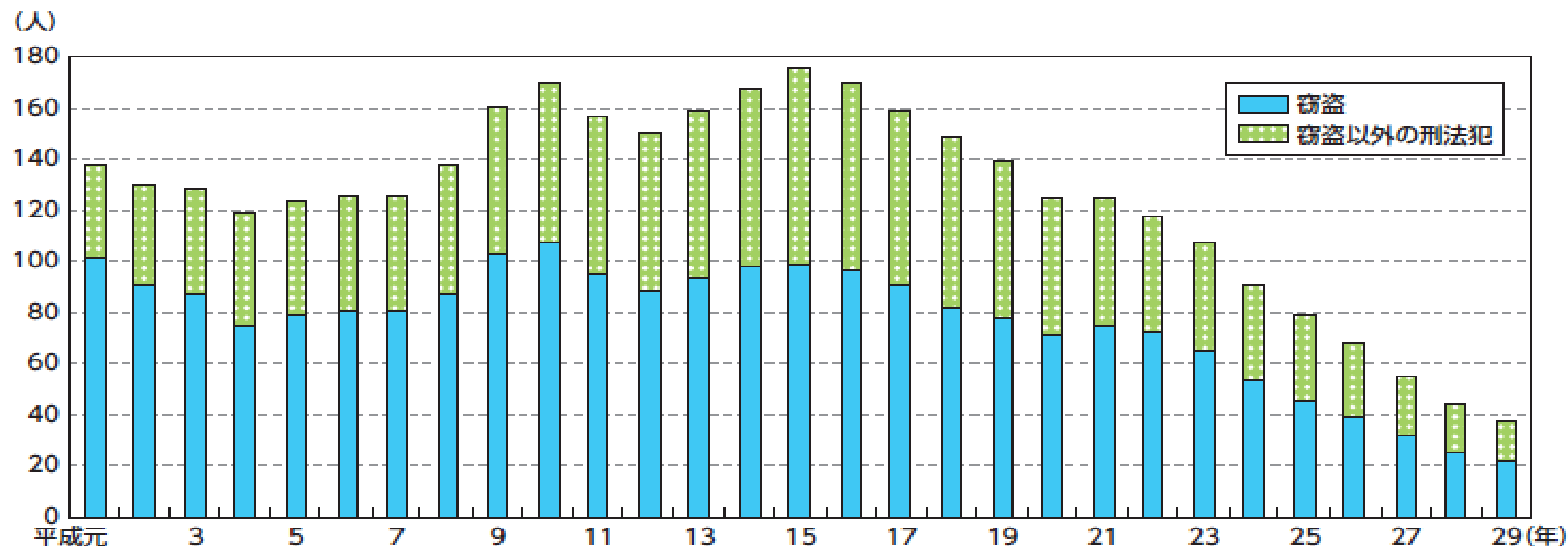
出典：平成30年4月26日警察庁少年課・情報技術犯罪対策課「平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」

② 刑法犯少年の検挙人員の傾向

元年以降の刑法犯少年の人口1万人当たりの検挙人員は、4年にかけて減少した後、10年にか

けて増加し、15年以降は減少傾向にある。また、罪種別では、常に窃盗が最も多くを占めている。

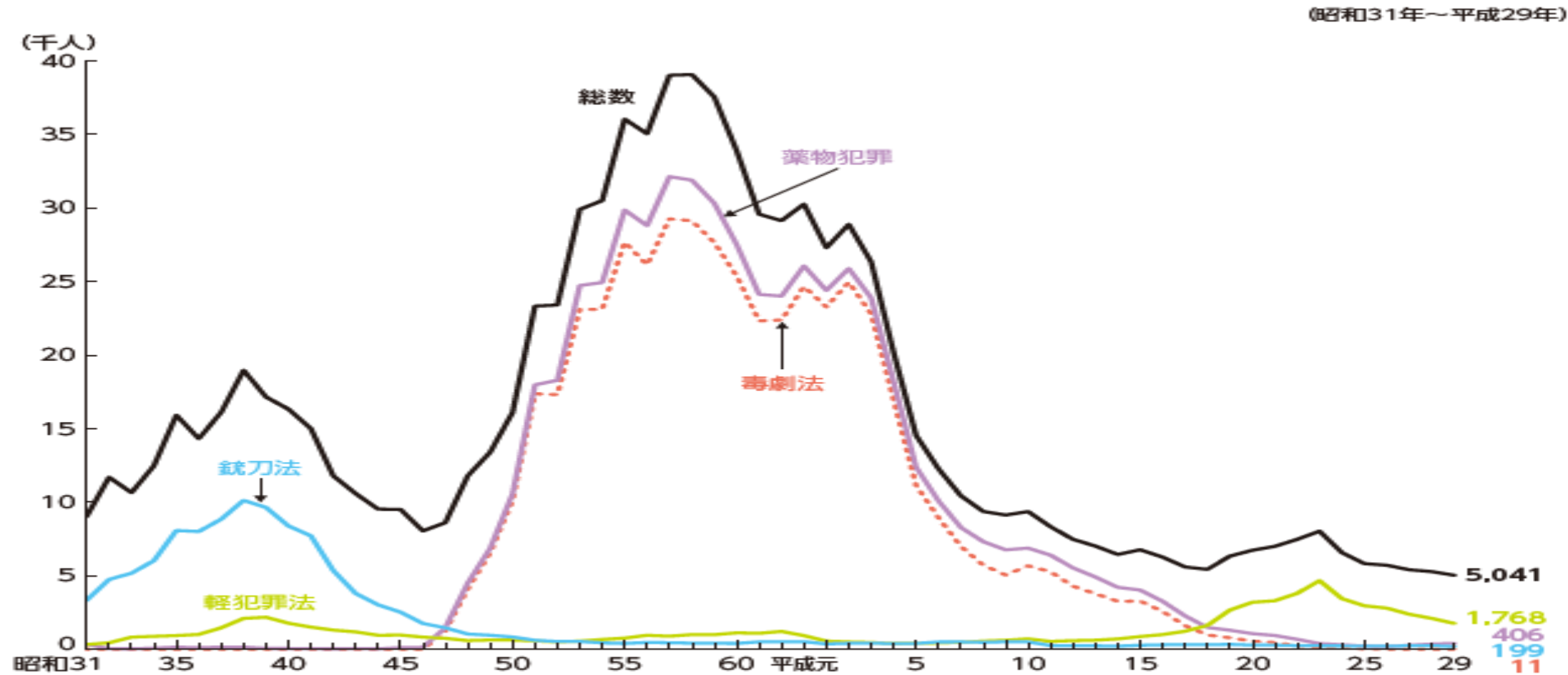
図表特－9 刑法犯少年の人口1万人当たりの検挙人員の推移（平成元～29年）



注：算出に用いた人口は、総務省統計資料「国勢調査」又は「人口推計」（各年10月1日現在人口（12年までは補完補正人口、13年以降は補完補正を行っていないもの））による。

犯罪少年による特別法犯は、昭和38年と58年をピークとする大きな波が見られ、その後、平成19年から増加していたが、24年からは減少に転じた。罪名別に見ると、昭和50年代から薬物犯罪が特別法犯の大半を占めていたが、平成18年以降は、薬物犯罪より軽犯罪法違反の人員が多くなっている。

3-1-2-1図 少年による特別法犯 検挙人員の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 触法少年を含まない。
4 「薬物犯罪」は、覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。
5 平成15年までは交通関係4法令違反を除き、16年以降は交通法令違反を除く。

出典：「平成30年版犯罪白書」

3. 非行からの立ち直りを支える活動の意義と 今後の在り方を考える

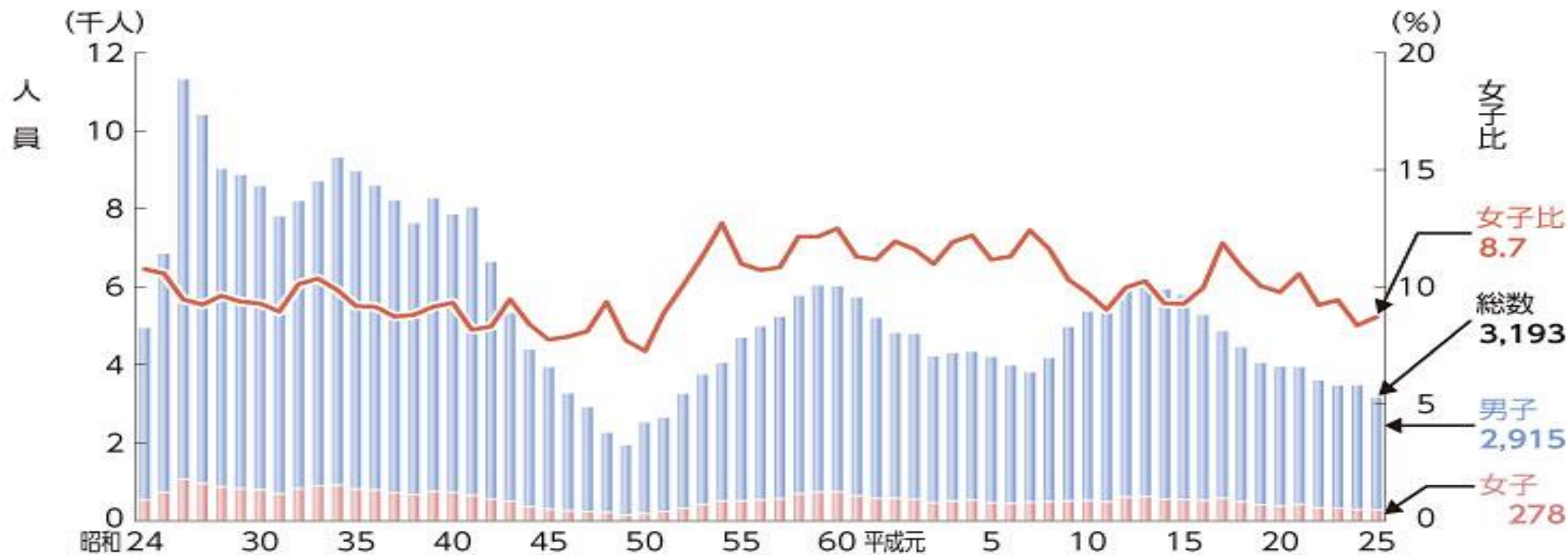
(1) 少年院や鑑別所の入所者数の傾向

出典：「平成30年版犯罪白書」

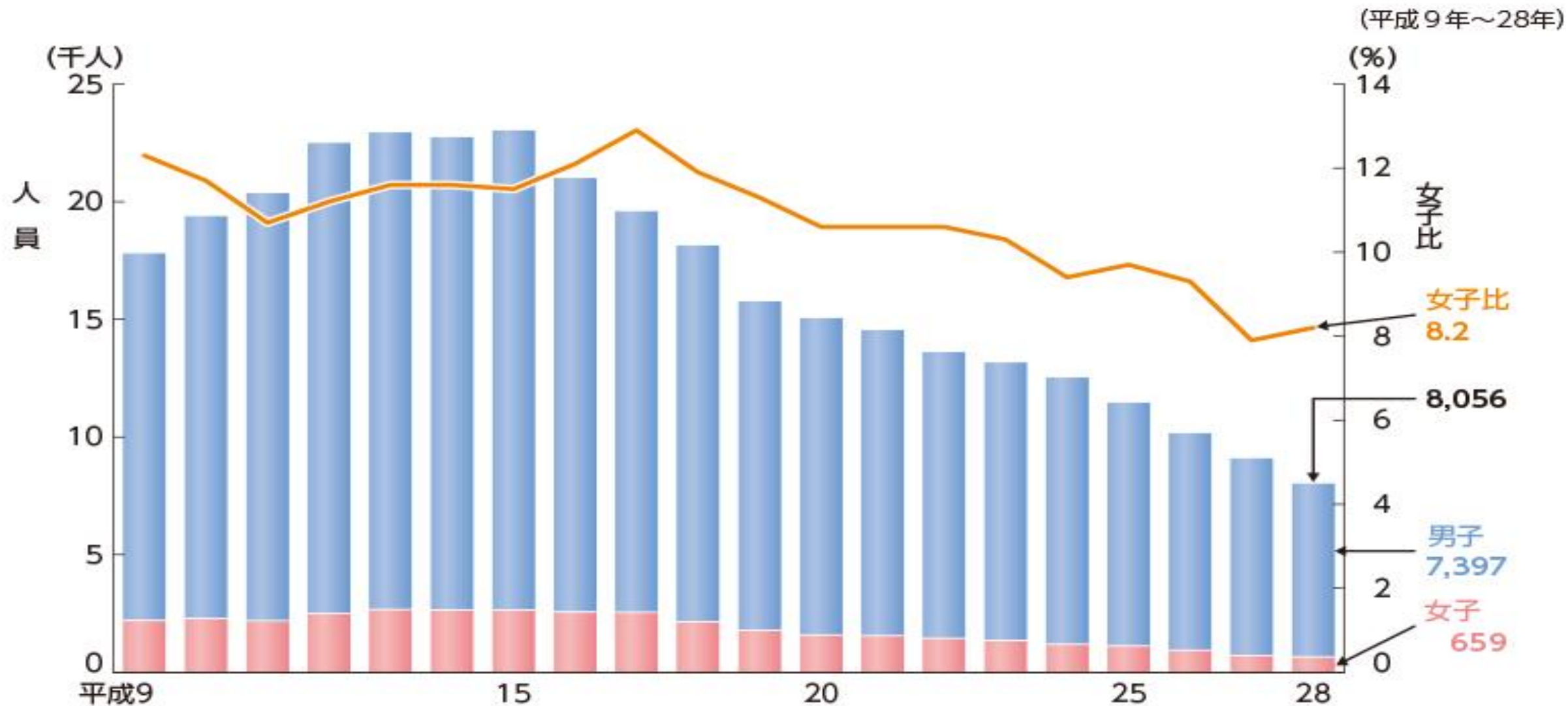
3-2-4-1 図

少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移

(昭和24年～平成25年)



注 少年矯正保護統計、少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。



注 1 矯正統計年報による。

2 「入所者」は、観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。

3. 非行からの立ち直りを支える活動の意義と 今後の在り方を考える

少年院映像表現コンクール 平成30年度作品テーマ：「自己責任」 <https://youtu.be/YF9gS89U1L8>



平成30年度少年院映像表現コンクール ▽
(後編)



平成30年度少年院映像表現コンクール ▽
(後編)

3. 非行からの立ち直りを支える活動の意義と 今後の在り方を考える

少年鑑別所は「**法務少年支援センター**」として地域の関係団体と連携して青少年の非行・犯罪予防の支援活動を展開

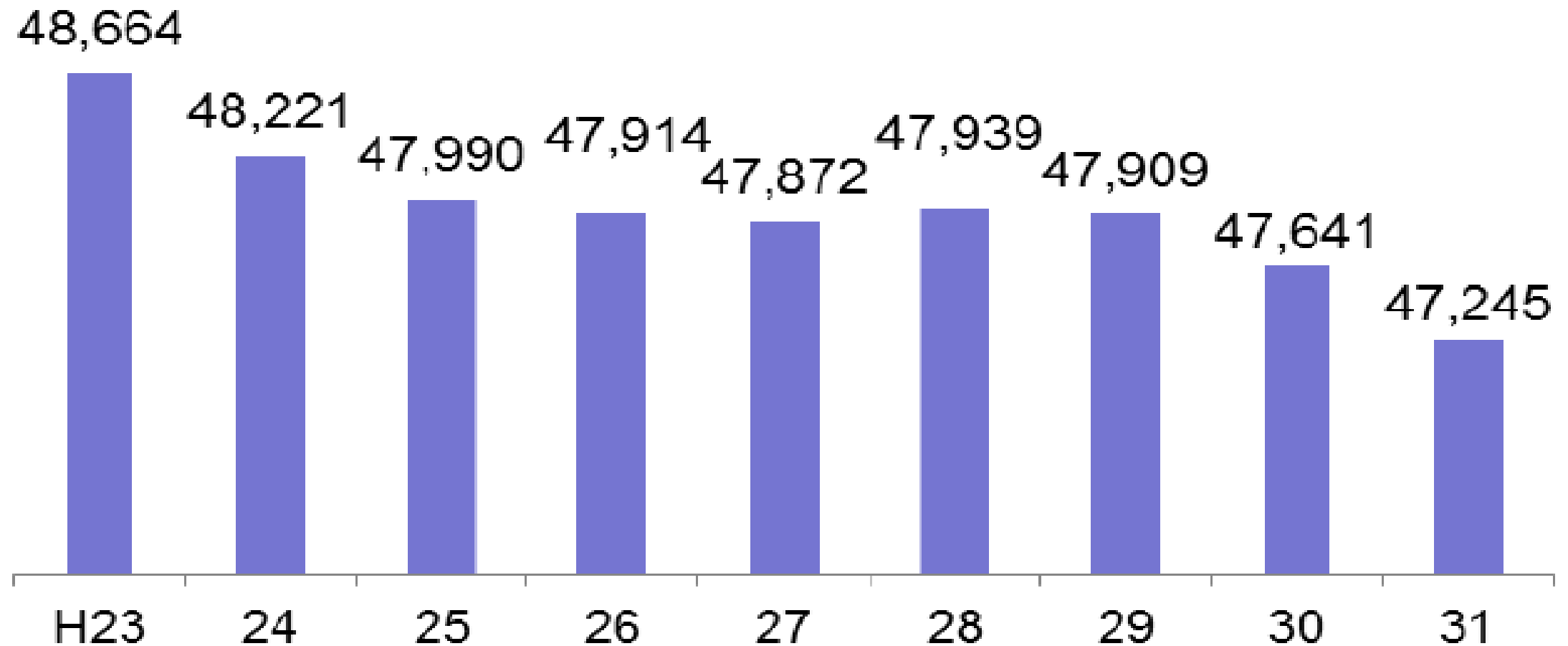
(2) 保護司、更生保護女性会、BBS等の現状

※BBS…Big Brothers and Sisters Movement

少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動

(人)

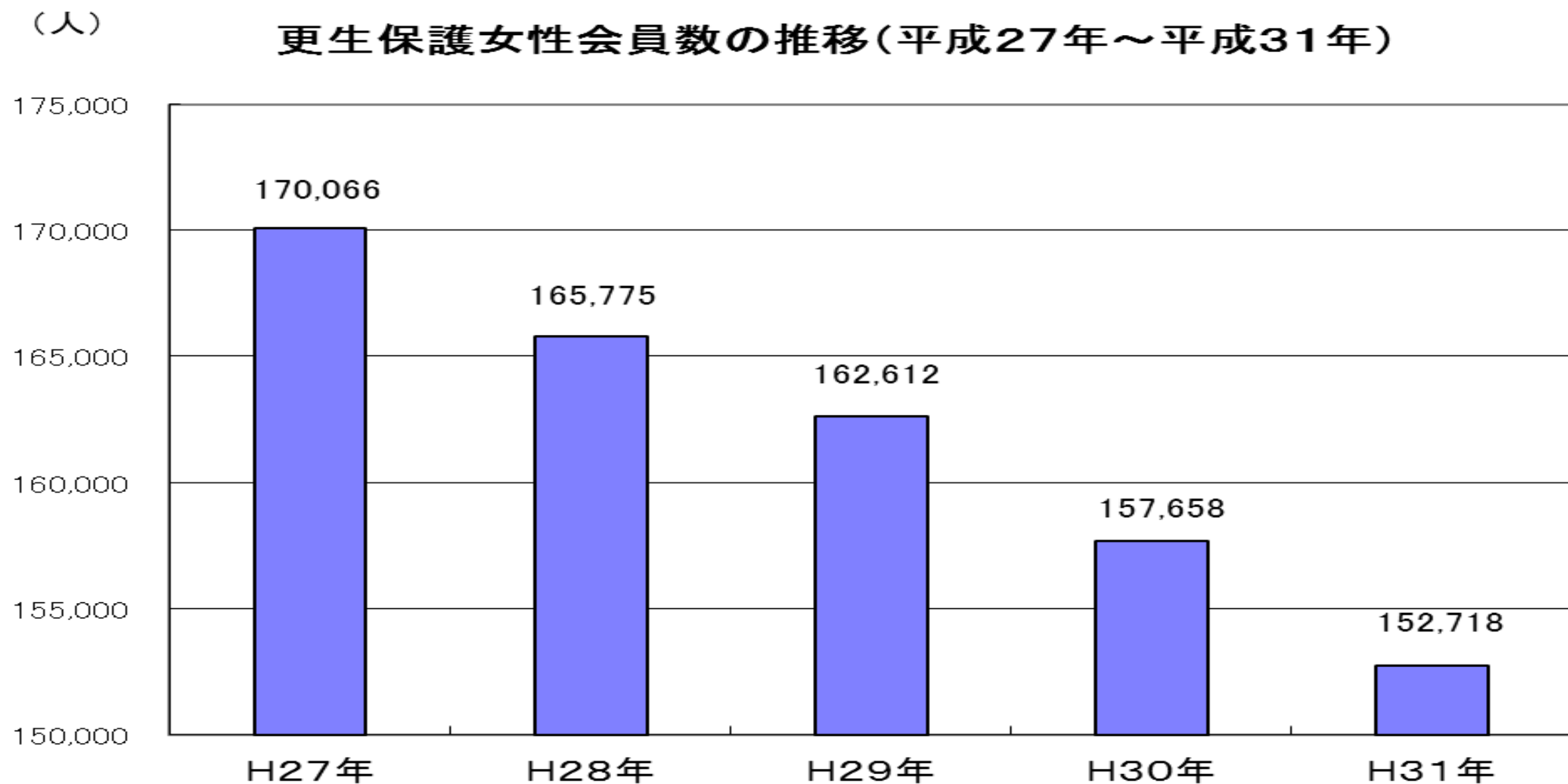
保護司数の推移(平成23年～平成31年)



注 1 法務省保護局調査による。

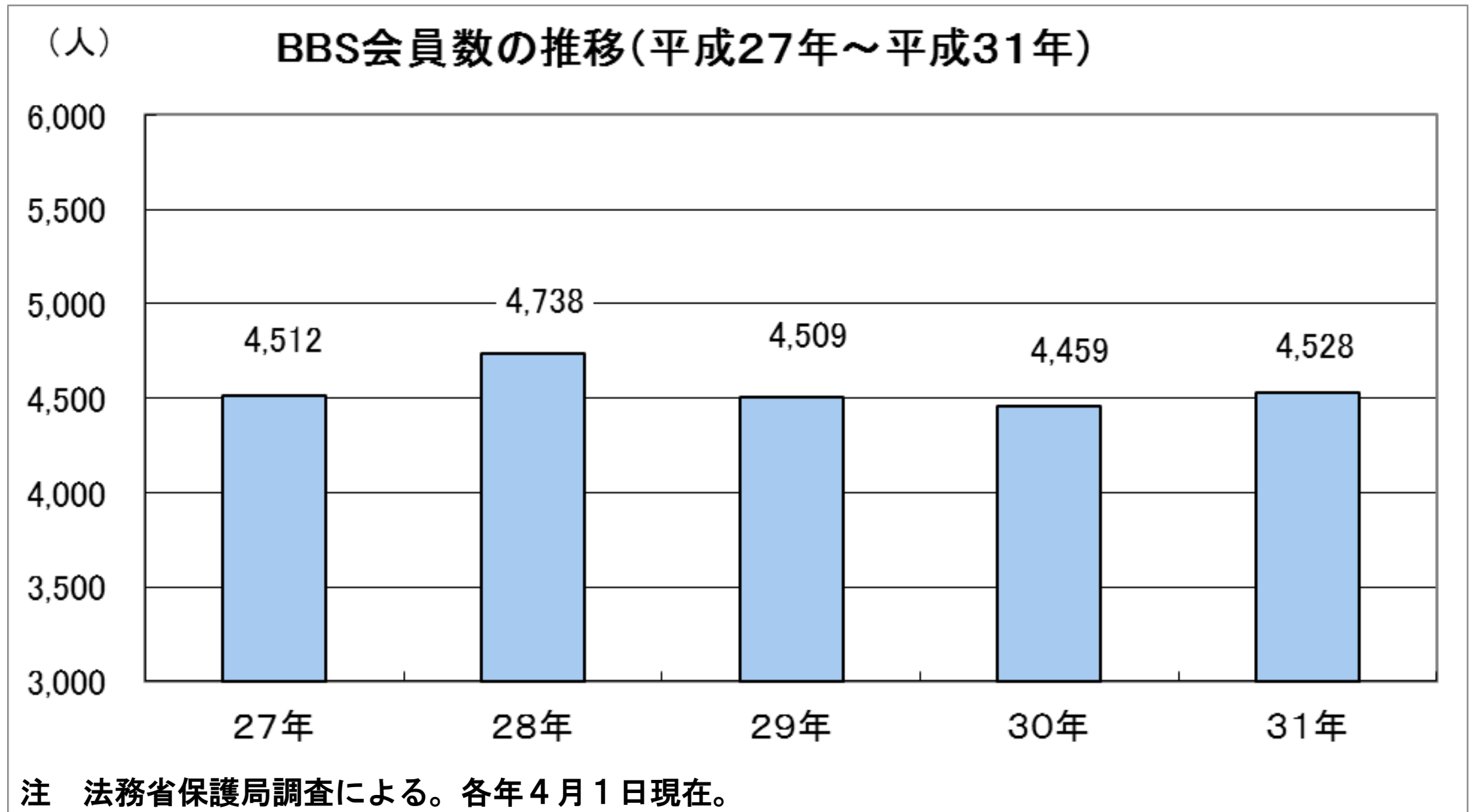
2 各年1月1日現在。

保護司，更生保護女性会，BBSの人数の動向



注 法務省保護局調査による。各年4月1日現在。

保護司，更生保護女性会，BBSの人数の動向



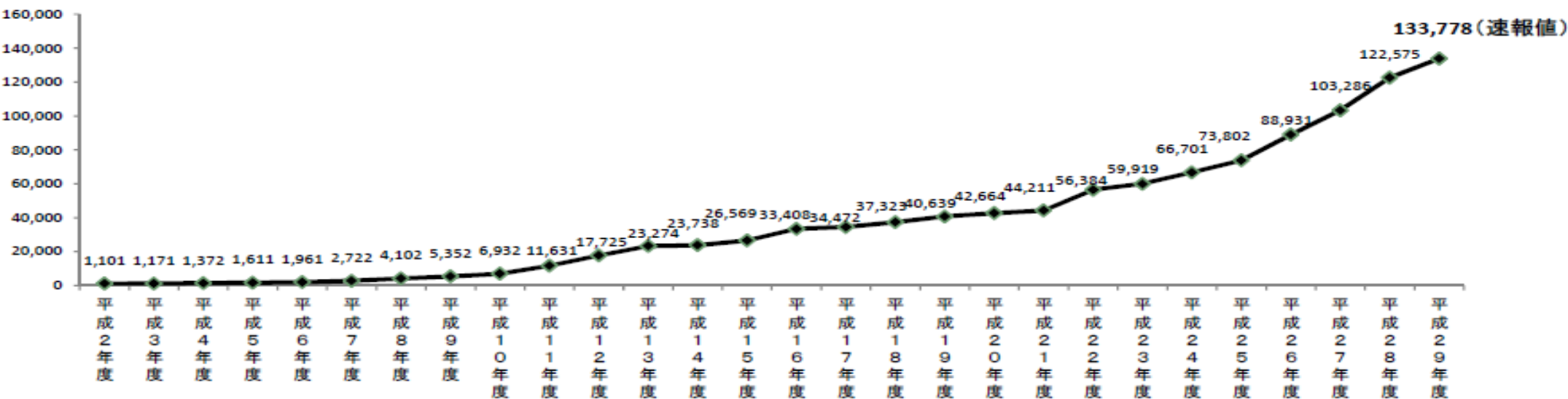
3. 非行からの立ち直りを支える活動の意義と 今後の在り方を考える

(3) 犯罪被害者の会が、被害者や被害者遺族の立場 から体験を語り、再犯防止に貢献

事例：NPO法人いのちのミュージアム（日野市）
生命のメッセージ展の開催
被害者が生きていたことの証をメッセージと
当時の身長の人型と靴で示す

4. 子どもたちの虐待をめぐる状況を理解し、支援の在り方を考える

(1) 児童虐待の通報・発見の件数は増加傾向



年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (速報値)
件 数	42,664	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778
対前年度比	105.0%	103.6%	—	—	111.3%	110.6%	120.5%	116.1%	118.7%	109.1%

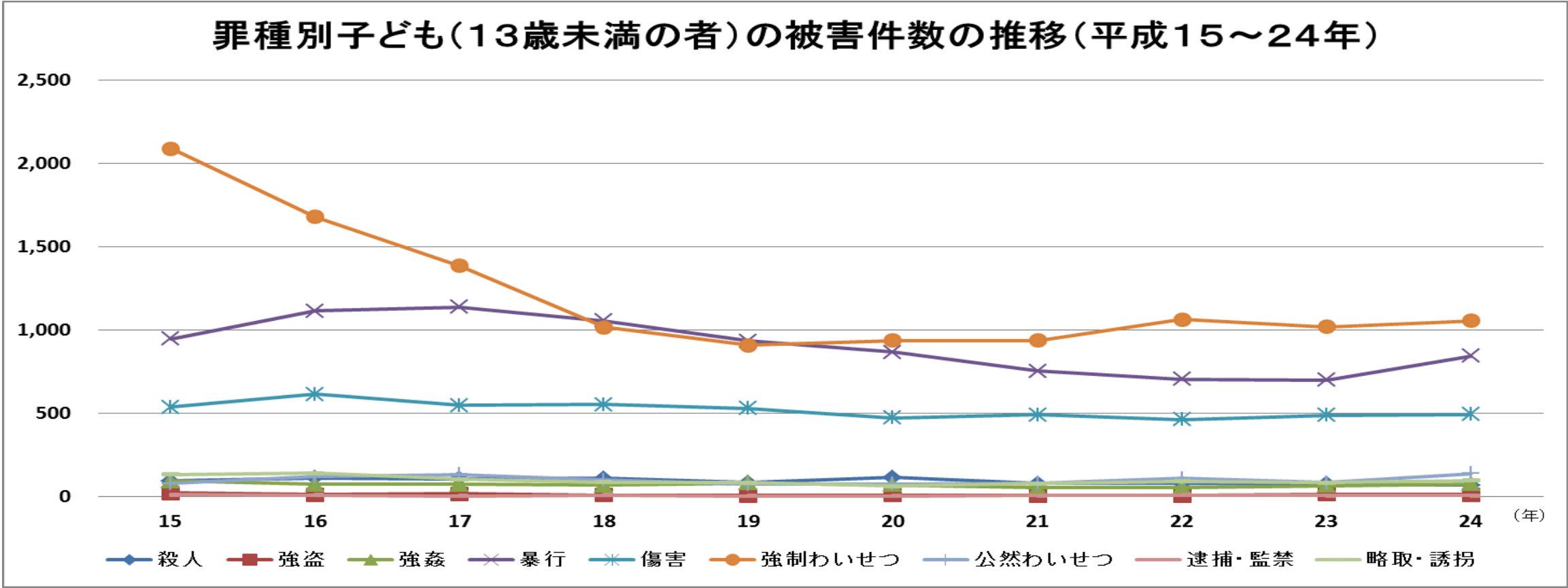
注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

出典：厚生労働省「平成29年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」

4. 子どもたちの虐待をめぐる状況を理解し、 支援の在り方を考える

(2) 子どもたちが被害者となる殺人事件等の件数は 減っていない

出典：「平成25年版警察白書」



4. 子どもたちの虐待をめぐる状況を理解し、 支援の在り方を考える

(3) 特殊詐欺等知能犯が増加傾向

知能犯の罪種別検挙人員 罪種別検挙人員推移（平成21年～平成30年）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	増減数	増減率
総数	1,144	978	971	962	878	987	936	833	899	1,155	256	28.5
詐欺	1,038	880	860	841	762	840	802	708	803	1,065	262	32.6
横領	38	42	35	24	21	26	25	18	24	15	▲ 9	▲ 37.5
偽造	68	56	76	97	95	121	109	107	72	75	3	4.2
振り込み詐欺	33	51	125	160	262	318	394	352	475	750	275	57.9

注) 振り込み詐欺の平成30年中の数値は暫定値。

4. 子どもたちの虐待をめぐる状況を理解し、 支援の在り方を考える

(4) 子ども家庭支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)



- 地域の中核的な**療育支援施設**として、障がいや発達等に課題のある子どもに対する**療育、訓練・相談**等を実施
- 保育所や幼稚園等を**訪問**し、子どもへの直接支援や在籍園の保育力向上にむけた支援を実施
- **発達等に課題のある子どもとその家族への支援**や地域への啓発を実施

5. 子どもたちの健やかな育ちを支える活動の意義を考える

(1) 妊娠期からの切れ目のない子ども子育て支援の意義

事例：三鷹市の子育て世代包括支援センター

三鷹市では、総合保健センター、子ども発達支援センター、子ども家庭支援センターが連携して、「子育て世代包括支援センター機能」を発揮！

役割

- 妊産婦や乳幼児等の状況を **継続的・包括的に把握する**
- 妊産婦や保護者からの相談に **専門家が対応する**
- 必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行う

育児不安の
解消

虐待の予防

切れ目なく
支援を提供

5. 子どもたちの健やかな育ちを支える活動の意義を考える

事例：三鷹市の妊婦全員対象「ゆりかご面接」

- 受付：電話での予約制（当日可）
- 場所：総合保健センター
- 時間：約 1 時間
- 実績：平成29年度は1,351人に実施
- 方法：保健師・助産師・看護師が妊娠届出書、アンケート、面接シートに基づき対話して、適切な情報提供や必要に応じて支援プランを作成
- 目的：妊娠中の不安の軽減・産後うつや虐待防止
- 特典：面接を受けた方には「子ども商品券」を1万円分贈呈

5. 子どもたちの健やかな育ちを支える活動の意義を考える

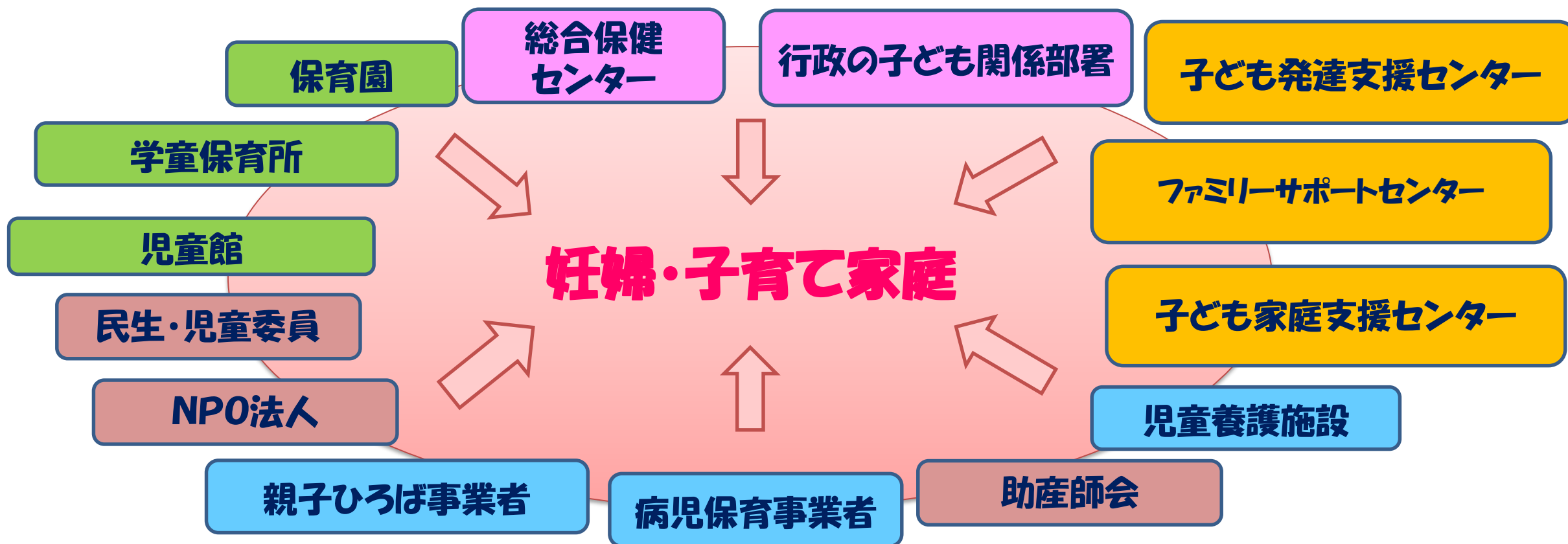
事例：三鷹市のゆりかごプラス（産後ケア） 平成30年度から

- 目的：母親の身体的な回復と心理的な安定を促し、母親自身のセルフケア能力を高める。
- 対象：産後うつを発症しやすい産後4か月頃までの産婦と乳児の内、家族親族等から十分な支援が受けられない人
＜日本版エジンバラ産後うつ自己評価票回収結果：支援が必要な母親約1割＞
- 産後のサポートなしは約1割。約6割が里帰りせず自宅で過ごす。
- ケア内容：母親の心身のケア・適切な授乳ができるためのケア・育児手技についての具体的な指導及び相談等
- 小児科医、専門職の支援
- 午前10時～午後4時まで

5. 子どもたちの健やかな育ちを支える活動の意義を考える

(2) 地域における子ども子育て支援活動

多様な子育て支援の担い手の活躍

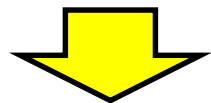


5. 子どもたちの健やかな育ちを支える活動の意義を考える

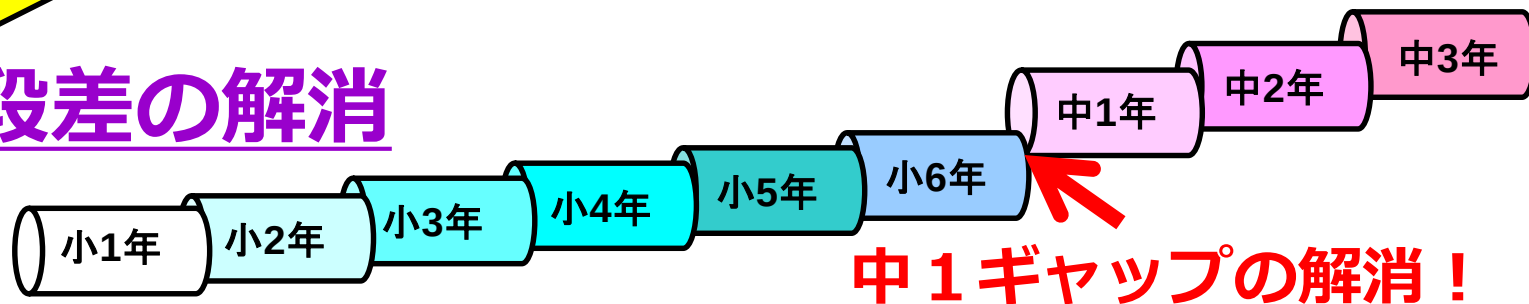
(3) コミュニティスクールを基盤とする

小中一貫教育と教育支援<三鷹市の場合>

- 2003年4月 「三鷹市小・中一貫教育校基本計画検討委員会」設置
- 2006年4月 三鷹市初の小・中一貫教育校（にしみたか学園）
- 2009年9月 全市展開
- 市内 **7 中学校**及び**15小学校**を**7つの学園**に編成し、学園としての教育課程編成・届出・実施・カリキュラム
- 学園単位での行事、教員の相互乗り入れ授業等の学校間の交流プログラム



学校種間の段差の解消

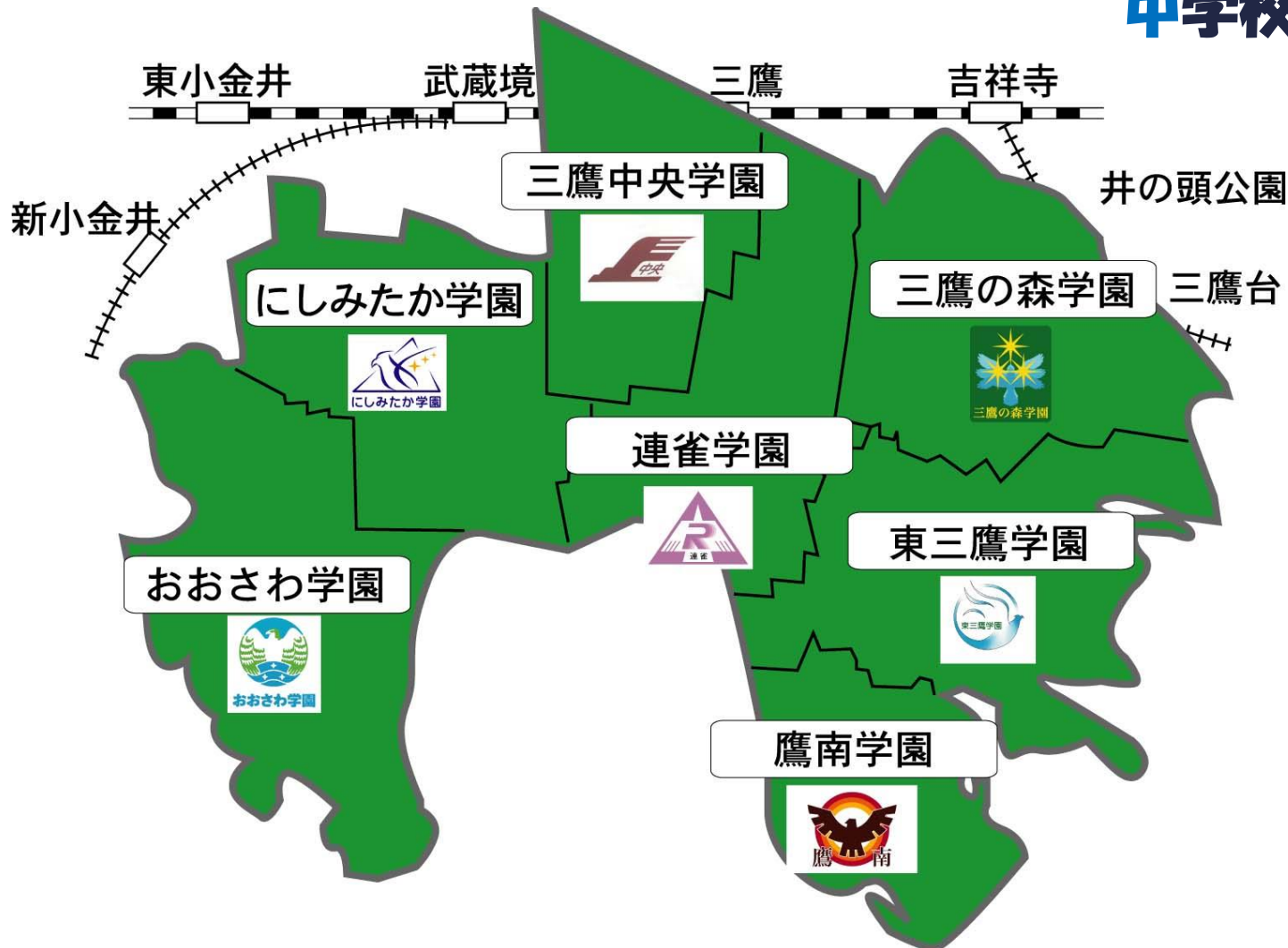


5. 子どもたちの健やかな育ちを支える活動の意義を考える

平成18年1学園
平成20年3学園
平成21年3学園

全7学園

三鷹市立**小学校** **15校**
中学校 **7校**



5. 子どもたちの健やかな育ちを支える活動の意義を考える

- **スクールソーシャルワーカー**は、児童・生徒を取り巻く**環境等の再調整**のために、児童・生徒本人や保護者、学校や関係機関と**連携**する役割。三鷹市では、総合教育相談室の教育相談員及び市配置の**スクールカウンセラー**が、**スクールソーシャルワーカー**機能を果たす。
- 最近のケースの一般的な傾向：
一人親家庭が増加し、保護者に精神疾患等があったり、**経済的な問題・養育困難**などの課題を抱えている場合がある。子ども自身の不適応や訴えがあり、家庭の中に明らかな課題があるにも関わらず、保護者自身が他の支援に対して遠慮する傾向があり、**なかなか相談につながらない傾向**。問題が複雑化している為**福祉・医療・教育・司法**などの様々な機関との**連携が必須**。

6. 子どもも、おとなも、共に成長する地域づくりを (更生保護女性会への期待)

- 2022年から成人年齢が引き下げられ、20歳から18歳に
- 少子長寿社会、高度情報社会の中で、子どもも、おとなも、共に成長する地域づくりが大切
- 子どもを産み、育てている親による「しつけ」や「家庭教育」は子どもにとって基礎
- 子ども子育て支援の「協働」の現場が「地域」

6. 子どもも、おとなも、共に成長する地域づくり

- スマートフォン、インターネットの急速な普及は、子どももおとなも、直接的な対話のコミュニケーション能力が衰える傾向がある状況下、身に付けたい態度やコミュニケーション能力
 - ◆ 「自己管理能力」
…すぐに切れたりせずに、待つことができる心
 - ◆ 「自己抑制力」
…わがままにならず、他人を思いやる心
 - ◆ 「自尊感情」「自己肯定感」「共感」
…他者を愛すると共に、自分を愛する心
 - ◆ 言葉によるコミュニケーションだけでなく、非言語のコミュニケーションにも注目を

6. 子どもも、おとなも、共に成長する地域づくり

- ◆子どもたちに伝えたい大切なことと、おとなも自覚したいこと
 - ・考える力
 - ・選ぶ力
 - ・責任をとる力
 - ・支え合う力
 - ・「自律」と「協働」
- ◆多世代交流、多職種連携、多様性の重視を
- ◆子どもは大人に守られる、教えられるだけでなく、子どもが大人を守り、教えることができる
- ◆子ども同士で、守り合い、教え合うことができる環境づくりを

清原慶子(きよはらけいこ)

昭和26年東京都出身。

慶應義塾大学法学部政治学科卒業、同大学大学院法学研究科修士課程・社会学研究科博士課程で学んだ後、常磐大学人間科学部専任講師、ルーテル学院大学文学部教授、東京工科大学メディア学部長・教授を経て、平成15年4月～平成31年4月まで三鷹市長を4期16年つとめる。

三鷹市長として、市民参加と協働による安全安心のまちづくりを進めるとともに、「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」及び「妊娠期からの切れ目のない子ども子育て支援」を推進。更生保護関係では、大学教員の時には法務省「人権擁護推進審議会」及び司法制度改革推進本部「刑事・裁判員制度検討会」「公的弁護制度検討会」等の委員をつとめ、市長就任後に法務省「更生保護のあり方を考える有識者会議」委員及び「法曹養成制度検討会議」構成員等をつとめた。

現在は、ルーテル学院大学客員教授、東京大学「経営協議会」委員、内閣官房「郵政民営化委員会」委員、文部科学省「中央教育審議会」委員、総務省「統計委員会」「官民競争入札等監理委員会」委員及び総務省行政評価局アドバイザー、内閣府：「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」委員、一般財団法人全国地域情報化推進協会理事、一般社団法人行政情報システム研究所理事、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会顧問、日本弁護士連合会市民会議委員等をつとめる。

更生保護女性会会員。